

第2章 計画の基本的な考え方

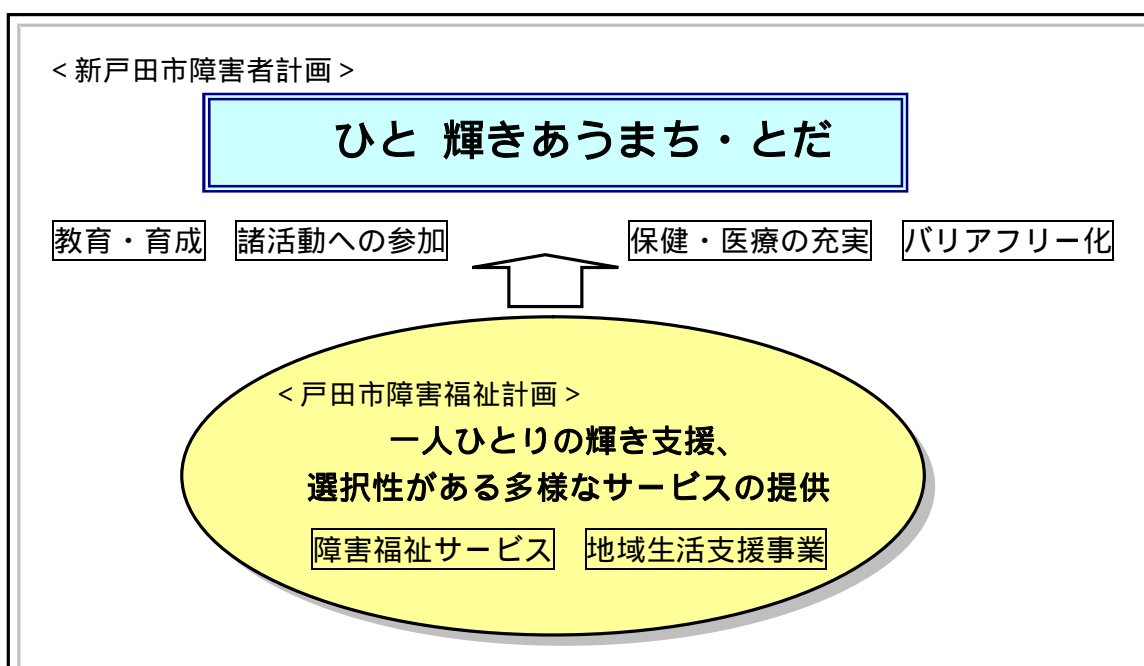
第1節 基本理念

一人ひとりの輝き支援、 選択性がある多様なサービスの提供

本市が目指す将来像「パートナーシップでつくる人・水・緑 輝くまち とだ」(戸田市第3次総合振興計画*)をノーマライゼーション*の理念に基づいて実現していくことが求められています。

「新戸田市障害者計画」では基本理念を「ひと 輝きあうまち・とだ」とし、障害がある人もない人もいきいきと輝き、お互いのかかわりのなかで輝きを高めあう共生のまちづくりを進めてきました。重点施策のひとつとして「総合的な就労支援体制づくり」を掲げ、「障害者就労等社会参加支援検討委員会*」を設置するなど、就労支援について積極的な取り組みを続けています。

本計画の基本理念を「一人ひとりの輝き支援、選択性がある多様なサービスの提供」とします。障害者が必要なサービスを自ら選んで利用することで、地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。それにより、障害の有無にかかわらず、人格や個性を尊重しあい、輝きあって暮らす地域社会の実現を目指します。



第2節 基本方針

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーション^{*}の理念の下、障害者自ら選んだ場所で必要な福祉サービスを受けながら自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

(2) 三障害の制度の一元化への対応

これまで、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化します。立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実を図ります。

(3) サービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えます。身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO^{*}等による多様なサービスの提供、市内事業所の協力など、地域の社会資源を最大限に活用します。

第3節 重点的な取り組み

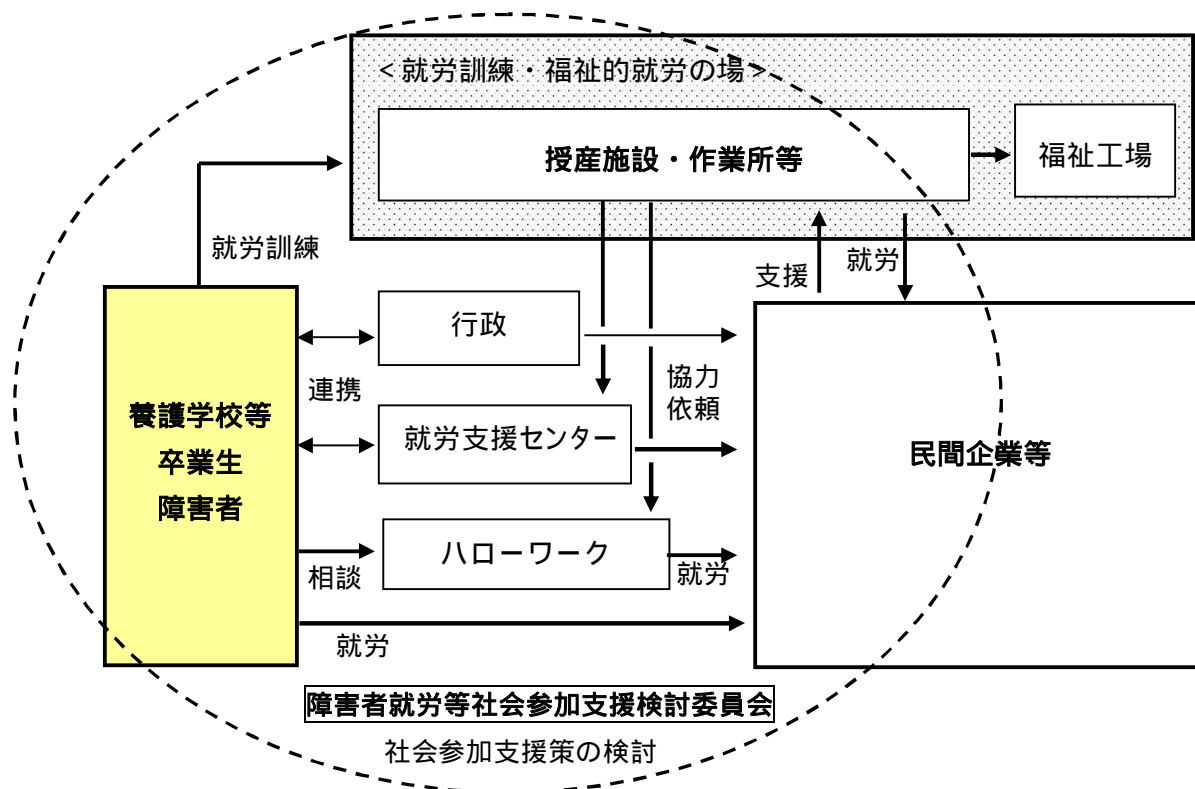
(1) 地域にひらかれた障害者就労支援のまちづくり

本市では毎年10人を超える人が養護学校を卒業します。市内には、戸田市立福祉作業所「ゆうゆう」、戸田市立福祉作業所「もくせい園」、知的障害者小規模通所授産施設「わかかさ生活実習所」、精神障害者小規模作業所「ハーモニー」と、4か所の作業所等があり、平成20年度にさらに作業所を1か所新設する予定ですが、新卒者に対応するには受け皿が足りない状況です。

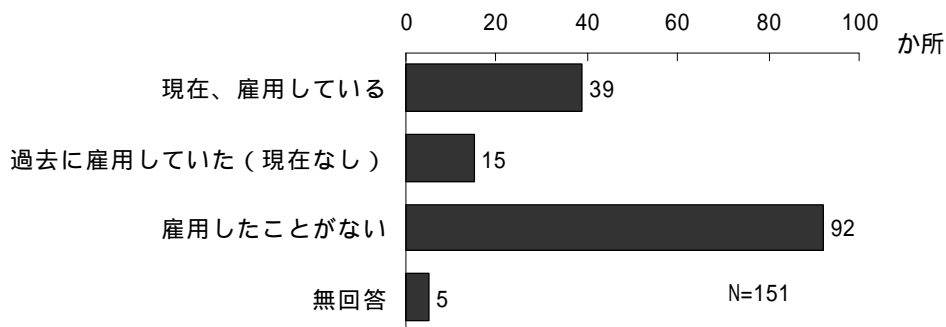
本市はすでに、障害者団体や関係機関の代表で構成する「障害者就労等社会参加支援検討委員会*」を設置し、「新戸田市障害者計画」の重点施策である障害者の総合的な就労支援体制づくりの取り組みをはじめています。また、この計画を策定するにあたって障害者就労に関する市内事業所アンケートを実施したところ、雇用、就労体験、作業所等の活動支援などの協力が期待できる回答が寄せられました。

市内既存の作業所等が新制度へ円滑に移行できるよう必要な支援を行うとともに、「就労支援センター*」を整備し、「障害者就労等社会参加支援検討委員会*」を中心に、市内事業所の意向を反映し、協力を得ながら、「地域にひらかれた障害者就労支援のまちづくり」を重点的に進めます。また、市内事業所の障害者雇用を促進するため、市役所が率先して障害者雇用に取り組みます。

地域にひらかれた障害者就労支援のまちのイメージ



障害者雇用実績の有無



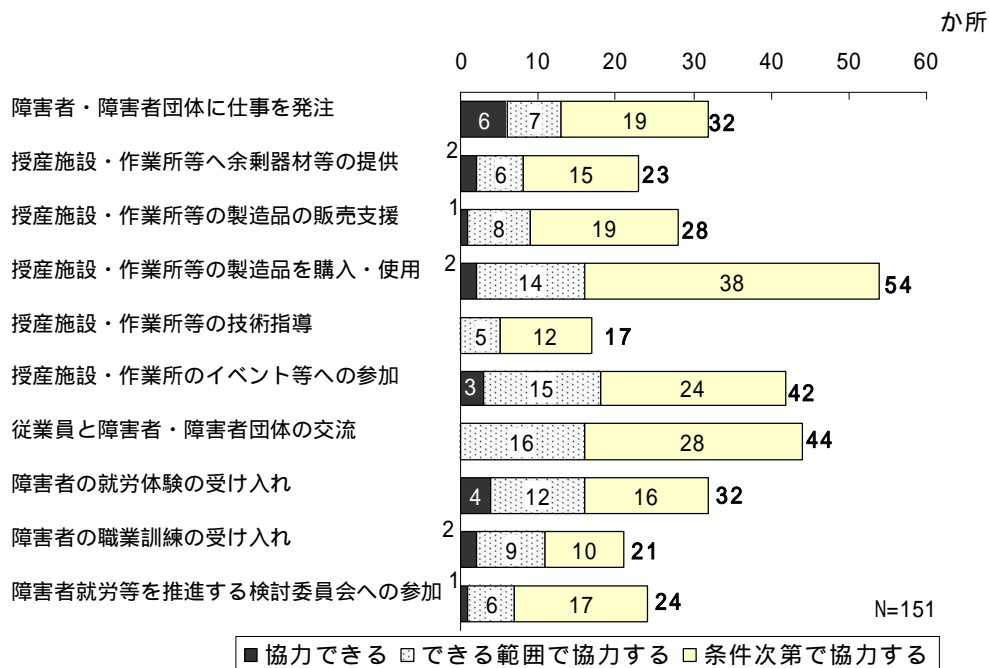
資料：「戸田市障害福祉計画策定のための事業所アンケート調査」

戸田市役所の障害者雇用状況

平成 18 年	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率
戸田市市長部局	596 人	12 人	2.01%
戸田市教育委員会	110 人	2 人	1.82%

資料：「平成 18 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況調査結果」
(平成 18 年 12 月 20 日埼玉労働局発表)

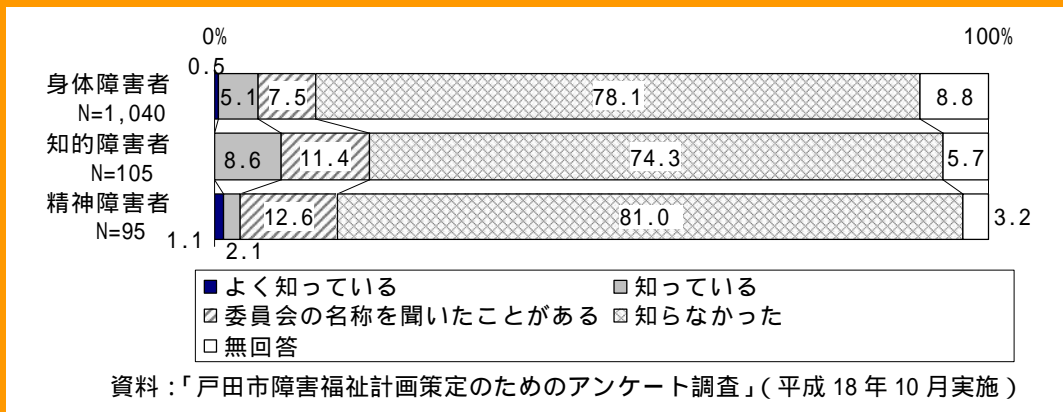
障害者の就労支援の取り組みへの協力



資料：「戸田市障害福祉計画策定のための事業所アンケート調査」

グラフ中の「N」は、無回答を含む集計対象総数を意味している。

障害者就労等社会参加検討委員会設置の周知（障害者）



グラフ中の「N」は、無回答を含む集計対象総数を意味している。

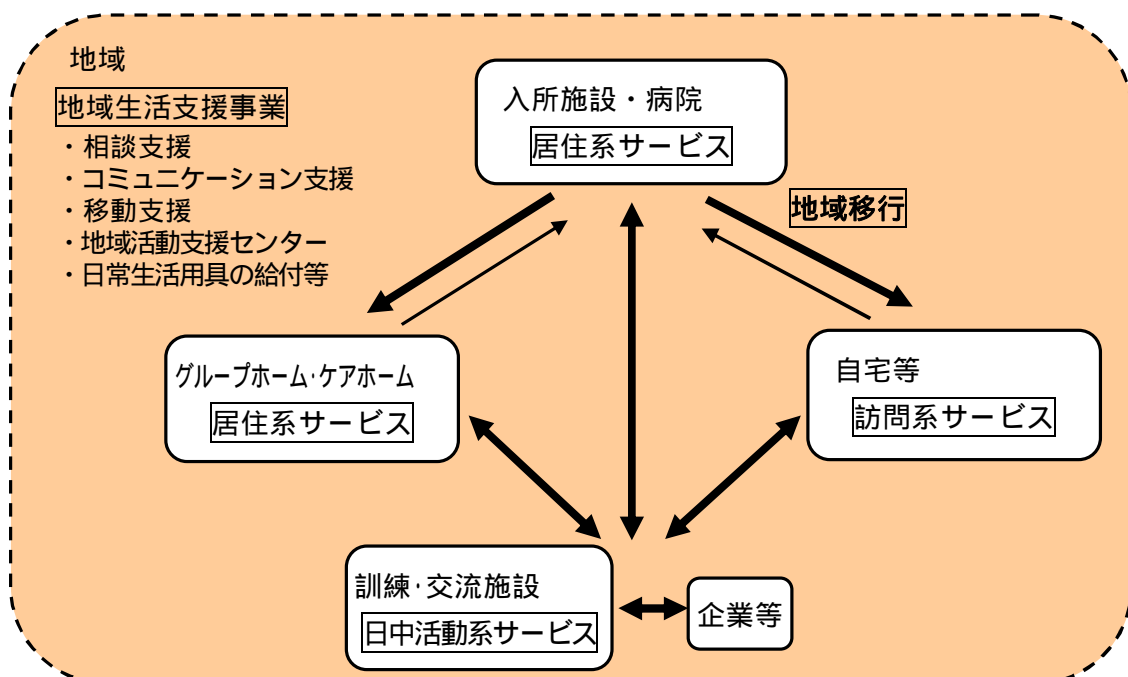
(2) 地域で暮らすための連続性があり柔軟なサービスの提供

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等が求められています。

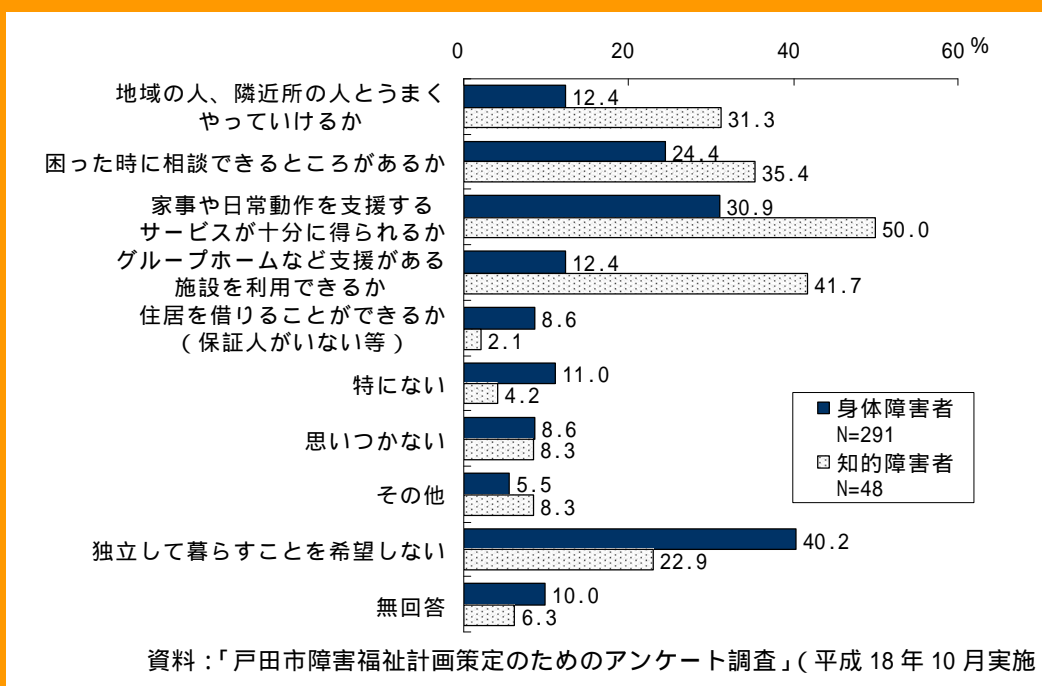
障害者が地域で自立して暮らすためには、サービスの連続性とともに状況に応じた柔軟なサービス利用を可能にする態勢が必要です。

「入所施設を退所するともう利用できない」「就労すると作業所へはもどれない」など、「施設か、在宅か」「作業所か、就労か」ということでなく、地域で暮らし続けるために、居住系サービス、訪問系サービス、日中活動系サービス、地域生活支援事業などを効果的に取り入れたケアマネジメント*により、連続性があり柔軟なサービスの提供に努めます。

連続性があり柔軟なサービスの提供



独立生活の際の不安（障害者）



グラフ中の「N」は、無回答を含む集計対象総数を意味している。

第4節 平成23年度の数値目標

1. 障害者数の推計

平成18年7月1日現在の本市の障害者数（手帳所持者数）は2,875人です。平成21年には3,274人になり、平成23年には3,628人になることが見込まれます。

平成18年10月現在の本市の区分認定者*数は75人です。平成21年には88人になり、平成23年には101人になることが見込まれます。

障害者（児）数の推計

単位：人（手帳所持者数）

	実績値	推計値				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	2,288	2,357	2,421	2,485	2,549	2,613
知的障害者	386	389	394	399	404	409
精神障害者	201	251	313	390	486	606
合計	2,875	2,997	3,128	3,274	3,439	3,628

平成19～23年度の身体障害者・知的障害者数は障害種別ごとに障害者の出現率が平成18年7月と変わらないと仮定した推計値である。精神障害者は、埼玉県の過去6年間の精神障害者保健福祉手帳交付数の伸び率を用いて推計した。

区分認定者数の推計

単位：人

	実績値	推計値				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区分6	8	8	8	9	9	9
区分5	14	14	15	15	15	16
区分4	8	8	8	8	8	8
区分3	20	21	22	23	24	26
区分2	19	21	23	26	30	34
区分1	6	6	7	7	8	9
合計	75	79	83	88	94	101

平成19～23年度は区分別出現率が平成18年10月現在と変わらないと仮定した推計値である。

平成19～23年度（推計値）は小数点以下を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

2 . 平成 23 年度の数値目標

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるために、新しいサービス体系への移行を終了する平成 23 年度の数値目標^(注)を以下のように設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	考え方
現在の入所者数 (A)	62 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
自然退所者数 (B)	1 人	(A) のうち平成 23 年度までに自然退所 (入院等) する者の見込数
【目標値】(C) 地域生活移行	9 人	(A) のうち平成 23 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	14.5%	(C / A)
新たな施設入所支援利用者 (D)	7 人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成 23 年度末の入所者数 (E)	59 人	平成 23 年度末の利用人員見込 (A - B - C + D)
【目標値】(F) 入所者減少見込	3 人	差引減少見込数 (A - E)
減少率	4.8%	(F / A)

(2) 社会的入院*中の精神障害者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	考え方
現在	14 人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	2 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	3 人	平成 17 年度において施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	8 人 (2.7 倍)	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する人の数

(注) 各目標値は、本市の個別ケースを具体的に検討した上での設定値ではなく、埼玉県が算出したデータ等を基に設定した目標です。